

## 技術資料等作成要領

本入札の総合評価に関する技術資料等は、本要領に基づき作成し提出すること。  
提出にあたっては、指定様式を使用し、電子データで提出すること。（PDF 等へ変換しないこと。）  
なお、本要領中の各評価の対象とする具体的な期間については、総合評価落札方式説明書の別表（別紙）を参照すること。

### 1 第1号様式「企業の技術力・地域性申請資料」

#### （1）災害時における活動実績等

災害時における活動実績及び防災協定は、過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までの佐渡地域振興局管内のものとする。（1社が単独で締結しているものを含む）（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

なお、防災協定については、新潟県と締結している防災協定は県内すべての地域で有効とする。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

##### a 評価の対象とするもの

- ・緊急性を要し指示書等で対応した活動

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。）の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの

##### b 評価の対象外となるもの

- ・自主的な災害貢献活動
- ・災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

#### （2）維持管理実績

道路除雪実績は佐渡地域振興局管内のものとし、維持修繕（補修）実績は佐渡地域整備部管理施設のものとする。期間は過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までのものとする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率を問わず当該企業の実績として取り扱う）

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が20%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

道路除雪実績及び維持修繕（補修）実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。

##### a 通常の道路除雪作業

##### b 単価契約等による日常的な維持管理活動

- ・道路や河川等の修繕（補修）、除草等
- ・点検、休日パトロール等

##### c 指示書等による緊急的な維持管理活動

- ・道路や河川等の修繕（補修）等

入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

#### （3）実働拠点

主たる営業所・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。

共同企業体にあつては、代表構成員の営業所を評価の対象とする。

管内等は佐渡地域振興局管内とする。

過去10年間継続した営業活動のある従たる営業所（本店以外の営業所）であつて、管内等の地域における過去5ヶ年度の対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所（本店）と同等に取り扱うものとする。

管内等の地域における対象項目の実績年度数の合計／（対象項目数×5ヶ年度） $\geq$ 75%

対象項目：「災害時における活動実績」、「防災協定」、「道路除雪実績」、「維持修繕（補修）実績」。なお、実績は技術資料等の提出期限の前年度末日までに完了したものとする。

入札後に落札候補者は、証明する資料の写しを提出すること。

#### （4）地域調達

本工事における建設工事の請負契約500万円以上の一次・二次下請負企業のすべてを対象とする。（入札参加企業（元請企業）が地域内企業（又は県内企業）で下請け企業のない場合も含む）

地域内企業とは、佐渡地域振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する県内企業とする。

## 【地域貢献担い手確保型、土木工事中用】

県内企業とは、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。

a 地域内企業設定工種：全工種

### （５）若手技術者の配置

主任（監理）技術者に若手技術者（技術資料等の提出期限日時点で 40 歳未満）を配置する場合に加点する。

共同企業体にあつては、出資比率が 20 % 以上のいずれかの構成員の配置予定主任（監理）技術者を対象とする。

入札後に落札候補者は、実際に配置する主任（監理）技術者の年齢を証明する資料の写しを提出すること。

### （６）WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進

WLB 企業認定等の有無を評価する。対象制度は以下の 5 つの制度とし、いずれか 1 つ以上の認定等があれば加点する。ただし、下記①-1 及び①-2 に限ってはいずれか 1 つの認定等を加点対象とする。入札後に落札候補者は、認定等を証明する資料の写しを提出すること。

①-1 ハッピー・パートナー企業、①-2 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業、②にいがた健康経営推進企業、③えるぼし認定、④くるみん認定、⑤ユースエール認定

### （７）工事成績（企業の技術力）※提出を求めない

工事成績については資料の提出を求めないが、新潟県発注工事における過去 5 ヶ年の発注工種（業種）の工事成績評定点の平均点により評価を行う。また、過去 3 ヶ月の発注工種（業種）の工事成績評定点の最低点による評価も行う。

共同企業体の工事成績評定については、全構成員の工事成績評定点の平均点・最低点により評価を行う。